

第三者評価結果（一時保護所）

TYPE	種別	一時保護所
------	----	-------

ORG	①第三者評価機関名 合同会社 静岡評価センター
-----	----------------------------

H34	②評価調査者研修修了番号 SK2021147
H35	SK2021149
H36	
H37	
H40	
H41	

③施設名等 * 部分は非公表とします。	
H1	名 称 : 静岡県児童相談所一時保護所 A
H2	施設長氏名 : 児童相談所長 鈴木 智一郎
H3	定 員 : 20名
H4	所在地(都道府県) : 静岡県
H5	所在地(市町村以下) : *
H6	T E L : *
H7	U R L : *
【施設の概要】	
H12	開設年月日 昭和23年一時保護所開設、平成25年現在地に移転
H13	経営法人・設置主体（法人名等） : 静岡県
H14	職員数 常勤職員 : 8名
H15	職員数 非常勤職員 : 6名
H16	専門職員の名称（ア） 児童指導員
H17	上記専門職員の人数 : 8名
H18	専門職員の名称（イ） 社会福祉士（再掲）
H19	上記専門職員の人数 : 4名
H20	専門職員の名称（ウ） 公認心理師（再掲）
H21	上記専門職員の人数 : 2名
H38	専門職員の名称（エ） 臨床心理士（再掲）
H39	上記専門職員の人数 : 1名
H22	専門職員の名称（オ）
H23	上記専門職員の人数 :
H24	専門職員の名称（カ）
H25	上記専門職員の人数 :
H26	施設設備の概要（ア）居室数 : 男女児童各5室（1部屋2名）、幼児保育室1室
H27	施設設備の概要（イ）設備等1 : 面接室2室、学習室2室、静養室（男女各1室）
H28	施設設備の概要（ウ）設備等2 : 食堂、プレイルーム、厨房、グラウンド
H29	施設設備の概要（エ）設備等3 : 職員事務室、宿直室（男女各1室）

H30	④理念・基本方針
-----	----------

【理念】

1 子どもが安全な環境で、安心して生活できるように支援する。

2 子どもの声に耳を傾け、一人ひとりの意見や気持ちを大切にすること。

3 支援向上のため、自己研鑽を重ねる。

【行動規範】

1 子どもの権利の保障

「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。」（児童福祉法第1条）の規定に基づき、子どもの権利を保障します。

2 一時保護の目的

「保護が必要な子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する」（児童福祉法第33条）と言う一時保護の目的が達成されるよう努めます。

3 社会的養護の基本理念

一時保護所は、子どもが「福祉」と初めて出会う場、社会的養護の入り口の役割を担う施設であることを認識し、「社会的養護の基本理念」の達成を目指して一時保護所の業務に取り組みます。

4 社会的養護の原理

社会的養護を必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するために、「社会的養護の原理」の考え方に沿って子どもの支援を行います。

5 ソーシャルワーク機能の強化

一時保護所と社会的養護の子どもに対する理解促進のため、一時保護所が子ども福祉や子育てに寄与する社会資源としての役割を担えるよう、子どもの安全・安心に十分留意して、情報発信や地域交流・地域貢献など、一時保護所を社会に開いていく取組に努めます。

6 個人情報保護

一時保護所の適正かつ円滑な運営を図り子どもの権利利益を保護するため、個人情報保護の重要性を深く認識し、一時保護所が保有する個人情報の適切な取扱いに努めます。

⑤施設の特徴的な取組

- ・学習支援の工夫
小学校低学年（1～3年）と支援級在籍児童で1グループ、小4以上男女別で2グループ、合計3グループの学習集団を構成し、できる限りそれぞれの児童に合わせた学習環境を提供している。H3～タブレットを学習に導入している（使用方法に制限は有り）。
- ・保護児童の権利擁護
意見箱による意見表明権の保証、退所時アンケート調査の実施、一時保護所運営委員会の開催（コロナ禍は書面開催、今年度より対面開催としている）。
- ・開かれた施設作り
広報活動（年4回『ほごしょだより』を関係者に発行）、ボランティアや地域交流をコロナ5類移行を受けて部分的に受け入れ再開。

⑥第三者評価の受審状況

H8	評価実施期間（ア）契約日（開始日）	令和5年10月24日
H9	評価実施期間（イ）評価結果確定日	
H32	受審回数	1回
H33	前回の受審時期	平成29年度

⑦総評

- 【特に評価が高い点】
- ◆子どもの権利擁護を最優先した職員の支援体制
子どもの個性や行動特性、一時保護に至る経過等について児童相談所と丁寧に情報共有している。その上で、子どもの立場に立ち、個別に気持ちの整理、振り返りなどの支援を実施している。子どもの気持ちが不安定な場合には、職員が丁寧に子どもに寄り添うなど、気持ちを受け止めた支援が行われ、落ち着きを取り戻している様子が窺える。この専門性に基づく子どもへの対応は、他の児童福祉施設を目指すところであり、評価することができる。
- ◆個別ケアの実践と日常的なスーパーバイズ
学習支援において、通常学級と特別支援学級を設置して学習支援員と心理支援員がそれぞれのクラスを受け持っている。子ども一人ひとりの能力や理解度に合わせて、「わかる」や「できる」などの成功体験や達成感を重視した個別ケアを実践している。また、発達障害の児童への対応は、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児施設での経験をもつ職員により、障害特性を理解した適切な支援が行われている。多様な施設での経験を持つ職員が配置されていることは、職員が安心して業務を遂行できる要因の一つといえる。専門職員や各職員が自分の知識や技能を出し惜みすることなく、他の職員に対して日常的にスーパーバイズを行っている。様々な状況下において、的確な判断により適切な養育・支援が行えることは、子どもの健全な成長において効果的な環境である。
- ◆改善への意識と前向きな姿勢
第三者評価受審は6年ぶり今回が2回目の受審である。施設管理者である一時保護所課長と班長が中心となり、今回の第三者評価に真剣に取り組んでいる。前回の受審で改善を求められた点については、概ね改善されている。今回の受審では、職員全員が同じ理解のもとで自己評価に関わり、施設の現状と職員の意識を把握している。また、利用者アンケートで子どもの思いや要望を把握している。子ども、職員、施設運営に加えて、外部の目線（評価調査者など）を入れることで、施設が求める「できていること、できていないこと、努力すべきこと」などの本質的な部分を明確にしようと努めている。改善への意識が高いからこそ、自己評価の重要性を理解して迅速に行動している。困難な状況に直面しても、「なんとかしましょう！」と職員同士が活発に意見を出し合い協力している。一時保護課長の判断と職員全員のチーム連携により、施設全体が前向きな姿勢で対応している。
- 【特に改善を要する点】
- ◆安定した子どもの受入れ体制への取組み
施設運営においては、一時保護という限定期間にあつて子どもとの信頼関係構築を重視した丁寧な支援を実践している。この支援により、子どもの学習意欲や自己肯定感が高められ、安心感から成長に繋がっている。今後の課題として、対応困難なケースの子どもが増加した場合に備え、職員数を見直すなどの体制整備が期待される。
- ◆子どもの意見や要望に対する対応について
子どもの意見や要望、満足度を把握する主な取組みとしては、年2回の一時保護所に関するアンケート調査の実施があげられる。現状のアンケート調査は、今後の一時保護所の運営に生かす意味では有効な取組みであるが、設問は施設の課題点や状況変化に応じて内容を差し替えるなどの工夫が求められる。一時保護期間中の個人的な意見や要望には、入所中に個別に対応することで子どもの利益につながることを考慮すれば、授業で毎週実施している「作文」などを活用して、子どもが自分の言葉や表現で思いを伝える機会を与え、職員がその思いに個別に寄り添うことで満足の上昇を図ることが期待される。
- ◆次の職員への引継ぎ体制の整備
一時保護所は県の福祉施設であるため、職員の短期間での異動を踏まえた引継ぎ体制の構築が必要である。事務分掌表により業務内容や担当者は明確になっているが、変更点や経緯、具体的な内容を業務ごとに記録として残すことはしていない。担当が変更になってもスムーズに業務が継続できる体制を整えることが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

- 丁寧に時間をかけて訪問調査などの対応をしていただき感謝申し上げます。
今回第3者評価を受審したことにより新たな視点で日々の実践について評価をいただいたことで様々な気づきを得ることができました。ご指摘をいただいた点につきましては早急に見直しを行い改善に努めて参ります。
また、職員の日々の実践については好評価をいただいたことは、職員の大きな励みになっています。
今後も一時保護される子ども達に対して、権利擁護に配慮したよりよい支援や生活環境を整えていくことで安全安心な生活環境を提供することを職員一同で目指していく所存です。

評価結果表（静岡県児童相談所一時保護所 A）

I 適切な養育・支援の実施

(1) 子ども本位の養育・支援		評価結果
①	子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 理念や基本理念は、職員事務室やプレイルームなどに掲示している。特に、子どもが集うプレイルームには、子どもが見て理解できるイラストや文字の大きさ、掲示物を子どもの目線に合わせるなどの工夫を行っている。プレイルームはもとより、幼児保育室や学習室、食堂、通路などの掲示においても、「施設で目指すこと」や「その場所での目的」や「注意すること」などが、子ども自身を守るためのルールであることが分かりやすく示されている。掲示で子どもに「施設の姿勢」を発信すると同時に、職員にとっては意識付けの機会になっている。		
(1) 子ども本位の養育・支援		評価結果
②	一時保護所の援助内容等について、子どもにわかりやすく説明している。	a
【コメント】 緊急保護で深夜に入所することがあり、施設や援助内容について丁寧に説明できる状況ばかりではないが、一時保護所が「安全で安心できる場所」であることを最優先に伝えている。入所時の施設の説明資料は、低年齢児用には写真や絵図を取り入れ、目で見える資料にして子どもに分かりやすく工夫している。高年齢児用の資料では、入所しているみんなが安心して、安全に生活するために守ってほしいルールを文書で伝えている。入所の間いつでも確認できるように、高年齢児の各居室にも資料を設置している。説明のしやすさにも配慮があり、職員の負担軽減や時間短縮につながっている。		
(1) 子ども本位の養育・支援		評価結果
③	養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 児童相談所から子どもに行う説明は、資料「大切なあなたへ」を用いて子どもの権利やルールなどについて説明している。施設では、入所時の面接で、一人ひとりの子どもの理解度や年齢に合わせた資料を用いて、分かりやすく説明するように努めている。また、入所当初の不安が軽減されるように、子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧に対応している。保護者への説明は、担当である児童福祉司が必要に応じて行っているため、施設と保護者が直接関わることはない。		
(1) 子ども本位の養育・支援		評価結果
④	措置や地域・家庭への移行等、一時保護解除後の養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 施設では、一時保護解除による移行後の生活に不利益が生じないように、子ども一人ひとりの能力や特性に応じた支援や対応に配慮している。児童相談所を通して家庭や学校に情報提供を依頼し、子どもにとって有効的な方法の把握に努め、一人ひとりの生活や学習のレベル、理解度に合わせた教材を用いて個別に対応している。学習支援に関しては、通常級と特別支援教育級に分けてクラス編成を行い、それぞれに適切な職員を配置している。行動観察の結果や行動診断について分かりやすい説明を行うなど、児童相談所や関係機関と連携して、移行後の養育者に対する必要な支援に努める方針である。		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価 結果
⑤	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 子どもの意見や要望、満足度を把握する主な取組みとしては、意見箱の設置や年2回の生活に関するアンケートの実施があげられる。生活におけるアンケートの実施は、今後の一時保護所の運営に生かす意味で有効な取組みであるが、設問は施設の課題点や状況変化に応じて内容を差し替えるなどの工夫が求められる。一時保護期間中の個人的な意見や要望には、入所中に個別に対応することで子どもの利益につながると考えられる。授業の一環として実施している「作文」などを活用して、子どもが自分の言葉や表現で思いを訴える機会を与え、職員がその思いに個別に寄り添うことで満足の向上を図ることが期待される。		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価 結果
⑥	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
【コメント】 施設では、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育に努め、子どもの安全の確保や権利擁護を図り、一人ひとりの子どもを尊重した養育・支援を行っている。「子どもの最善の利益」を目指した支援が行われているかについて、週1回の観察会議で定期的に話し合い、子ども一人ひとりの検証を行い確認している。会議では、職員間で意見や情報の交換が活発に行われている。職員全員の方向性が一致していること、共通認識と向上心を持って養育・支援を実践していることが4名の職員ヒアリングから窺えた。		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価 結果
⑦	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所（一時保護解除）後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】 施設では、児童相談所からのニーズをもとに、一時保護解除後の生活場所に合わせた支援を実施している。子どもには自分の事は自分でできるように、特に幼児には良くない癖をつけないように気を配っている。入所時のアセスメントの内容によって、保護期間中の子どもの生活が左右されることもあり、児童相談所が把握した子どもの情報は迅速に施設に伝えられることが重要である。一時保護所では、退所後の支援は行っていないが、困った時などには児童相談所や担当の児童福祉司に相談できることを退所時に子どもに伝えることまでを施設の役割とすることが期待される。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 子どもの性格や行動特性、一時保護に至る経過等について児童相談所と情報共有している。この情報共有から子どもの立場に立ち、気持ちの整理や振り返りなどが行われている。子どもの様子が不安定な場合には気持ちに寄り添い、場合によっては服薬支援を行い、気持ちを落ち着かせることを優先している。訪問調査当日の子ども達の表情や掲示されているメッセージ等から、子どもが「気持ちを受け止めてもらえている」と感じている様子が確認できた。利用者アンケートでは、「先生たちが、話しやすい」との回答が多く寄せられている。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価結果
②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】 一時保護という限られた期間での生活であるが、愛着関係や基本的信頼関係の形成を重視した養育・支援が営まれている。この養育・支援が、子どもの基本的欲求の充足につながっている。子どもに関わる職員が連携して、基本的欲求について日常の様子や会話から把握して満たされるように支援している。子どもの状況に合わせた環境調整や自分の悩み、自分の将来、就労等についての相談支援が行われている。例として、気分転換の為に散歩や受験の合格祈願等の個別対応を実施している。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価結果
③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】 子どもの意見を取り入れて生活やルールの見直しを行うなど、子ども自らが判断して行動することを保障した支援を実践している。例としては、子どもの要望から学習室で卓球を行うようになり、余暇時間の充実のために番組録画やDVDによる歌謡曲視聴が可能になっている。子どもの意見を積極的に取り入れる対応により、自己肯定感が高められている。この経過については、子どもからの感想も含めて記録を行い、職員間で情報共有している。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価結果
④	養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】 養育・支援の標準的な実施方法は、事業概要の基本理念や行動規範、ガイドラインに定められている。「子どもを尊重すること、プライバシーの保護、権利養護に関わる姿勢」等について職員に周知を行い、実践につなげている。この実践結果については、会議で検証を行い観察会議録に記録している。一時保護所の運営マニュアルを整備しているが、さらなる養育・支援の質の向上に向けて、常に定期的な見直しを行う仕組みが確立することが期待される。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価結果
⑤	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】 標準的な実施方法及び見直しは、行動規範やガイドライン等に基づいた支援方法を職員に周知し、実践している。施設内には「発達の見え方と支援のポイント」として支援の心得を掲示している。観察会議で子どもの年齢や育成歴、発達上の特性などを検討して、学習や支援の方法を決めて養育・支援を行っている。観察会議録には、子ども一人ひとりの経過を詳細に記録している。支援の経過については、子どもの生活や行動の変化を確認して、アセスメントによる見直しが行われている。子ども自身が成長を感じて喜ぶ結果につながっていることが、子どもへのアンケートの回答から確認ができる。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
⑥	アセスメントにもとづく個別的な支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 行動観察の必要な子どもや問題行動を起こした子ども等の特別な支援を要する支援困難ケースについては、個別支援計画を作成して対応している。個別支援計画は、入所前から児童相談所と連携して作成しており、養育・支援に反映されている。経過については、基本的に5日間を区切りに振り返りを行い、観察会議で協議を行い児童相談所に報告している。アセスメントについては、児童相談所担当職員、学習指導担当、一時保護職員による専門的な視点で実施している。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
⑦	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
【コメント】 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録は、児童相談所情報管理システムも含めて担当責任者を配置している。事務分掌表には、分掌事務の内容と担当者の記載があり、厳格に遂行している。一時保護児童の記録として、写真台帳も整備している。記録の内容は職員全員に周知し情報共有を行っている。養育・支援の記録内容や書き方に差異が生じないように、課長によるスーパーバイズを行い、客観性があり的確で伝わりやすく整理された記録となっている。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
⑧	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 個人情報保護法及び県の文書事務規程、行動規範、個人情報取り扱いマニュアルに基づいて、厳格に保管を行い廃棄について遂行している。一時保護課長が責任者として設置され、職員への周知や業務遂行に対応している。パソコンのシステム管理、文書類の保管及び取扱い状況についても調査訪問時に検証している。保護者に対しての説明は、児童相談所が行っている。子どもに対しては、入所時にイラスト付きの説明書を提示して「個人情報について」納得するまで分かりやすく丁寧に説明している。		

Ⅱ 子どもの人権尊重・権利擁護

(1) 権利の保障		評価結果
①	施設の理念、運営方針等には、子どもの人権尊重の視点が盛り込まれ、職員へ周知されている。	a
【コメント】 施設の理念は、行動規範、運営マニュアル、事業報告書、広報誌に記載があり、事務所にも掲示している。会議で職員に周知し、理念に沿った養育・支援を実践している。職務記述書に「職員に求められる知識、能力、意識」を明記し、子どもの人権を尊重し、客観的に効果的な処遇を行う意識を徹底するように取り組んでいる。観察会議記録には、子どもの意向を記載している。施設では、大きな木に降り注ぐ暖かい陽光のもとで、のびのび遊ぶ子どもを包み込むような養育・支援を目指している。		

(1) 権利の保障		評価結果
②	子ども自身が、自らの権利等について理解することができるよう、説明や周知を行っている。	a
【コメント】 入所時には、児童相談所から説明資料「大切なあなたへ」で子どもの権利について説明している。施設の説明では、資料にイラストや文字の大きさに工夫があり、子どもが安心できるように行われている。高年齢児の居室には権利についての資料が置かれ、子どもが自由に振返りができる環境である。また、日々の生活で子どもと職員が権利について話をするがあり、その経過は観察会議等で職員間で情報共有している。問題が起きた際には、個人支援と全体支援の両方を行い、子どもの権利が保護されていることを伝えている。		

(1) 権利の保障		評価結果
③	子どものプライバシーに配慮した処遇を行っている。	a
【コメント】 子どもには、入所時の説明でプライバシーに配慮した生活ができることが伝えられ、個室で生活している。入所時には緊張や不安、集中力欠如から説明について理解できないことがあるため、入所後に繰返し説明している。保護者に対しては、児童相談所がプライバシー保護について説明している。保護者の中には「こんな子、いない」と養育拒否するケースがあり、プライバシーを経験できていない子どもがいる。一時保護所での生活体験が、プライバシーを経験し学習する機会となっている。		

(1) 権利の保障		評価結果
④	子どもが発言する権利、要望・苦情等を表明できる権利を保障し、要望・苦情等を訴えやすい仕組みをつくっている。	b
【コメント】 子どもが発言する権利、要望、苦情等を表明できる養育・支援については、子どもの主体性を尊重した日々の関わりで実践している。子どもの意思表明権を保障する仕組みとして、苦情も受け付ける意見箱を2か所に設置し、運営委員会でも年1回評価を受けている。子どもにアンケートを実施して意見表明について積極的に対応している。今後については、苦情対応マニュアルを整備し、意見表明権を保障する仕組みを確立することが求められる。		

(1) 権利の保障		評価結果
⑤	子どもが教育を受ける権利を保障し、学校での授業や自習など子どもが一般的に得ることのできる学習環境にも配慮した体制を整えている。	a
【コメント】 年齢や学習の習熟状態が異なる学習支援は、創意工夫して実施している。入所直後の学習テストによるレベルに応じて、プリントやタブレットを利用している。主要教科以外に、作文、音楽、美術、書道、体育などを実施している。在籍校や児童相談所と連携して課題学習も実施している。調査当日には、新聞を読み、感じた記事を発表する授業が行われていた。学年が違っても、主体性をもって発表し、意見を聞き、共感し合う授業は充実している。子どもが自信を取り戻し、自己肯定感が育まれており、充実した成長の場であり学習の場となっている。この教育の実践は、一般教員の研修の場として活用することが期待される。		

(1) 権利の保障		評価結果
⑥	虐待などで心身に傷を負った子どもに対し、行動特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるように体制を整えている。	a
【コメント】 子どもへの心理的支援は、児童相談所と情報共有して慎重に対応している。児童心理司による面接や嘱託医受診、専門家からのアセスメントも実施している。児童相談所との連携による個別ケアや月1回「落ち着くワーク、自己肯定感を育む」をテーマに心理グループワークを開催している。職員間での話し合い、児童心理司のアドバイスにより子どものニーズに合わせた日常支援も行っている。例として、「泣くことがあれば、場面を変えて寄り添う」や「バスタオルで寝ると安心する子にバスタオルを提供すること」などで、日常生活での心理的支援を実践している。		

(1) 権利の保障		評価結果
⑦	発達障害など障害を有する子どもに対し、障害特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるように体制を整えている。	a
【コメント】 発達障害などの心理的支援を必要とする子どもについては、入所前の資料や面接状況についての情報交換を行い、統一した養育・支援につなげている。心理グループワークへの参加、児童心理司による面接が行われ、日常生活支援に反映されている。必要に応じて児童相談所担当心理職員が児童相談所のプレイルームを活用して心理治療を行っている。保護所職員同席での嘱託医受診や観察、専門家による直接的サポート等の連携から必要なケアについて学び、最善を尽くしている。また児童治療心理施設や児童自立支援施設、障害児施設に勤務経験がある職員により、発達障害の特性を理解した適切な支援が行われている。専門職を交えた連携は、子どもの健全な成長に効果的な支援として期待することができる。		

(1) 権利の保障		評価結果
⑧	医療的ケアが必要な子ども、健康上で配慮を要する子どもに対し、必要な医療支援等が得られるように体制を整えている。	a
【コメント】 特別な医療的ケアが必要な子どもが入所した場合は、医療的対応について、児童相談所経由で医療機関と情報共有している。さらに、職員は児童相談所の保健師からの指示を仰ぎ、養育・支援にて配置すべき対応方法を学習している。重度のアレルギー反応により発作が起きた際には、医療機関と連携して緊急通院を行い児童相談所に報告を行った対応事例もある。子どもの安全を第一に、速やかに対応している。		

(1) 権利の保障		評価結果
⑨	(外国籍の子どもに対し、) 宗教や文化、生活習慣などの違いを尊重し、配慮している。	a
【コメント】 外国籍の子どもとの意思疎通は、タブレットの翻訳アプリを活用したり、ジェスチャーや絵図を使用するなどして対応している。これらの対応により、外国籍の子どもの安全・安心な生活が保障されている。フィリピン籍の子どものケースでは、タガログ語での対応が難しく、英語による対応で意思疎通を行ったケースもある。子どもの思想や宗教には、制限をせずに本人が安心して生活できるよう配慮している。今後は、多様な外国籍に対応できるように、外部専門家の支援についての検討が求められる。		

(1) 権利の保障		評価結果
⑩	幼児の受け入れに対し、発達段階等への配慮や、必要なケア、子どもが一般的に得ることのできる保育環境にも配慮した体制を整えている。	a
【コメント】 幼児の受入れについては保護所の心理司が中心となり、職員に発達段階に合わせた対応を周知し養育・支援を行っている。幼児期の保育メニューは、保護開始の際にモチベーションが高まるように配慮している。例として、最初にパズル、絵本の読み聞かせ、歌を歌うなど効果的な対応を行っている。生活では、入浴時に下着の着脱の仕方を学び、保育では、ねんど遊びやひらがな学習、工作やグランドでの遊具遊びなどで心身の成長が見守られている。調査当日には、グランドで元気に笑顔で遊んでいる子どもたちの姿が見られた。		

(1) 権利の保障		評価結果
⑪	子どもの支援・指導にあたっては、子どもの性別に配慮した体制を整えている。	a
【コメント】 性的問題では、加害者や被害者等の様々な事情で入所する子どもがいるため、自由時間の男女交流は制限せざるを得ない状況である。職員が把握可能な授業中や行事においては、男女一緒の日課が設けられている。男女間の付き合い方等の性教育は将来に向けての学習につながり、児童相談所の保健師等が行っている。また、生活場面では、児童指導員から異性との適切な距離の取り方や付き合い方を伝えている。特に、性的問題のある子どもや性に関心の高い子ども、性病を抱える子どもについては、児童相談所の保健師が個別に学習する機会を設けている。		

(1) 権利の保障		評価結果
⑫	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】 行動規範として「短い期間の中でも愛着関係や信頼関係を重視して、一人ひとりの年齢・発達段階に応じて健全な心身の保障を目指し支援します。」と掲げられ、職員が連携し専門性をもって学習や教育支援を行っている。近隣の公園や図書館、寺院、城跡等の地域資源情報を職員が把握して日課の活動に取り入れている。川遊びや山登り、月1回のレクリエーション等では、子どもの意見を反映させた学びや体験の場が整っている。主体性を尊重した取り組みから、「子どもはみんな学びたがっている」と、充実した教育効果が確認できている。		

(2) 人権侵害の防止		評価結果
①	すべての職員は、子どもに対する威圧的な態度や、体罰、自尊心を傷つけたり人格をおとしめるような発言等は、子どもの人権を侵害するものであることを理解している。	a
【コメント】 施設の基本理念や行動規範は社会的養護の基本理念に則した内容で、「子どもの最善の利益」の達成を目指して一時保護所の業務に取り組む姿勢を掲げている。行動規範には、「子どもの安全と安心の確保」と「子どもを尊重した支援」に努めることが一時保護所職員の責務と記されている。職員の姿勢は、子どもの社会的養護に対する信頼感に大きく影響するため、不適切な言動が行われていないかについて月1回の会議で行動の振り返りを行い、定期的に入権アンケートを実施している。子どもへの権利擁護や基本的人権、人権侵害などについて、意識定着を目的とした取組みが確認できている。		

(2) 人権侵害の防止		評価結果
②	すべての職員は、子どもに対する指導等が必要なときも、高圧的・強権的な手法に依存することなく、子どもの人権を尊重した適切な指導を行っている。	b
【コメント】 子どもの人権を尊重した養育・支援については、会議で説明、話し合いを繰り返し実施している。不適切な関わりが発生した場合は、関係する子どもから話を聞いて対応している。また、発見した際には事実関係を記録して児童相談所に報告している。子どもには、児童相談所と共に資料「大切なあなたへ」で説明している。職員が不適切な関わりを行った場合は、県の就労規則により処分される仕組みである。この人権を尊重した体制は運営マニュアル等で明文化することが求められる。		

(2) 人権侵害の防止		評価結果
③	仮に職員による子どもの人権侵害が発生したとしても、それが見逃されることはなく、職員に対する適切な指導を行っている。	a
【コメント】 県の就労規則に沿って職員は指導、教育を受けて理解している。子どもの人権侵害が発生した際は、また発見した際には児童相談所長への通告義務があること、県の子ども家庭課により情報共有され審議することを職員全員に周知している。また人権侵害が発生しないように、子どもの権利保障についての勉強会や研修会、会議により意識を深めて職務遂行している。		

(2) 人権侵害の防止		評価結果
④	子ども間でのいじめ、暴力、力による支配・隷属、男女間のトラブルなど、不適切な関係が発生することを防ぎ、子どもを守るための対処を行っている。	a
【コメント】 入所する際には、説明書「大切なあなたへ」を使用して暴力から守られていること、暴力は身体的暴力のみではなく悪口も暴力であることを児童相談所と共に説明している。被害を受けた場合には職員に伝えることも説明している。暴力発生時には児童間暴力マニュアルによって対応している。子どもが暴れた場合は、2階の個室で振り返りを行い気持ちを落ち着かせている。ケースによっては児童相談所と連携して24時間体制で見守る場合もある。非行などの反社会的問題がある子どもが入所した際には、事前に併任警察官に助言や指導を受ける取組みを行っている。		

(2) 人権侵害の防止		評価 結果
⑤	すべての職員は、子どもは放置されてはいけないこと、子どもへの付き添いや愛着形成等の大切さを理解している。	a
【コメント】 愛着関係や基本的信頼関係形成を重視した対応については、行動規範や職務記述書に沿って実践している。子どもの主体性を大切に生活体験から、自己実現を目指した支援が実践されている。日々の養育・支援の結果については、子どものアンケートの回答「先生たちが話やすい」や「分かりやすく話してくれる。」から成果が確認できている。夜間の宿直体制は、フロア毎に職員を配置しており、子どもが安心して夜間を過ごすために見守りの体制を整えている。		

(2) 人権侵害の防止		評価 結果
⑥	すべての職員は、一時保護所の集団生活の環境ではさまざまな権利の衝突によるトラブルが生じやすいこと、そのような場合の適切な対処・解決策を考えていくうえで人権の観点が重要であることを理解している。	a
【コメント】 子どもの心理的ストレスによる問題行動への対応については、毎週の観察会議で情報共有や対応の検討を行い、対応方法の役割分担を明確化している。この日々の実践がOJTとなり、職員育成につながっている。基本理念の一つ、「支援向上のため、自己研鑽を重ねる」が職員に周知され支援力向上につながっている。子どもの状態が不安定なときや重大な行動上の問題を起こした時は、子どもの安定を図るとともに他の子どもの安全安心な生活を守るために、他の子どもと離れて別の日課を行うことがルール化されている。対応した内容は観察会議等で報告と検討を行っている。		

Ⅲ子どもの生活環境の整備

			評価 結果
①	生活環境の整備にあたっては、できるだけ子どもの意見等も反映できるように配慮している。		a
【コメント】 生活環境の整備については、子どもたちの意見を反映させるように努めている。書籍やDVDの購入、食事の献立等については、日常会話や意見箱、定期的な子どもへのアンケートの実施により、積極的に意見を取り入れている。また、実施後のアンケート結果や感想は記録して、アセスメントが行われている。例として、子どもから「海に行ったことがない」や「動物園に行ったことがない」等の意見が得られている。イベントや行事については、子ども一人ひとりの保護期間が未定のため、事前に知らせることは避けているが、前日か当日には説明することで対応している。			
②	居室については、一般的な家庭において子どもが得ることのできる居住環境等にも配慮し、プライバシーの確保された落ち着いた居住スペースとするように配慮している。		a
【コメント】 居室の部屋割りは、兄弟以外はプライバシー保護の観点から個室で対応している。年少児の居室は、職員の見守りが細かく行き届くように宿直室の近くに配置している。各居室の窓には外から室内が見えないように、のぞき見防止シートを貼っている。居室での生活が安心できるように、子どもの意見や要望を聞き入れた対応も行っている。例として、一人で寂しい場合には、子どもが選んだぬいぐるみの貸し出しを行うなど、様々な配慮を行っている。			
③	集団生活の中で、安心してできるだけびのびと過ごすことできるように、遊び場や遊び道具などについての配慮・工夫をしている。		a
【コメント】 子どもたちには、入所時の説明で「趣味や遊びを楽しむことができます」と伝えており、職員が見守る中で安心してびのびと自分らしく過ごしている。音楽を聴いたり、工作や読書をしたり、スポーツ活動を楽しんだりしている様子も確認している。プレイルーム、屋外遊具場などの環境の中で、子どもが興味を持つ書籍やゴムボール等の遊具、スポーツ用品などを見えるところに設置するなど、モチベーションが高まるように工夫している。様々な事情で入所している子どもたちが、施設のグラウンドで陽光とやさしい風を浴びながら自分らしく過ごしている様子を確認している。			
④	食事、入浴等の日常生活に関することについては、集団生活における一定の制約はあるが、できるだけ一般的な家庭における生活習慣に近いものになるように配慮・工夫をしている。		a
【コメント】 食事は一人ひとりの食器で提供しており、おかわりも自由である。子どもは事前に献立表を見て、「パンを焼く、焼かない」、「米少量」、「おかず半分」等の要望をメッセージで伝えるシステムを取り入れている。入浴については、子どもの安全確保を最優先して、職員数の多い昼の時間帯を入浴時間としている。リラックスする時間が生活に好影響となる場合があるため、子どもによっては1時間程度ゆっくりと入浴することもある。職員は子どもの立場に立ち、子どもが分かるように丁寧な説明を行っている。			

			評価 結果
	⑤	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供し、食事を楽しめるような工夫をしている。	a
【コメント】 感染症予防対策により黙食で食事を摂っているが、コミュニケーションは食事以外で取るようにしている。体調不良児には、おかゆやうどんなど体調に合わせた食事を提供している。少しでも楽しい食事となるように、また、精神面が穏やかになる効果を期待して音楽を流すなどの工夫をしている。保健の授業でビタミンCの効果など、栄養面の正しい知識を学んでいる。子どものテーブル拭きなどの手伝いは衛生面を考慮して休止中であるが、差し支えない生活場面で対応している。食堂には、食事マナー等についての掲示物があり、食育につなげている。施設での食事の経験が、施設退所後の食生活において役立ったケースが報告されている。児童相談所相談部職員など、様々な人と昼食の時間を共に過ごす取組みの再開が待たれる。			

			評価 結果
	⑥	子どもの自尊心やプライバシーに配慮し、適切な入浴の機会が与えられている。	a
【コメント】 入浴時の脱衣所は適切な室温に配慮したスペースがあり、プライバシーに配慮して個別に入浴を行っている。入浴介助が必要な場合に限り、介助する理由を子どもや保護者に説明し了解を得て行っている。入浴時間に関しては、子どもの安全確保を最優先するための対応であり、職員数の多い昼の時間帯としていることはやむを得ないことと判断できる。生活時間に配慮した適切な入浴時間の設定についての検討は、今後も継続して行うことが望まれる。			

			評価 結果
	⑦	衣服は清潔で体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
【コメント】 衣類については、施設から提供できる衣類の中から基本的に2セットを自分で選択するように配慮している。職員と一緒に倉庫に行き、子どもが自分で選択した好みの衣類を提供している。倉庫内には子どもが好みそうな衣類を揃えて、子ども一人ひとりが自分にふさわしいものを選んでいく。職員と共に靴下のほつれを縫うなど、年齢や個々の発達状況に応じた経験の機会を与え、無理しないように衣習慣の習得に努めている。			

			評価 結果
	⑧	居住スペースや共有スペースについては、常に清潔に保つとともに、空調、採光、照明等の配慮を行っている。	a
【コメント】 施設内は、日課として子どもたちと職員と一緒に掃除を行い、清潔に整えている。共有スペースには、施設で育てた花を飾り、子どもの工作や感想文などを展示していることで心温まる、和やかな空間となっている。展示物は、子どもの目線の高さに合わせて年少児にも見やすいように配慮している。どんぐりや松ぼっくり等でのネイチャークラフト作品、手書きの的あてゲーム等を「さくひん展」として展示している。子どもの入退所が多い一時保護所であるが、居室内は清潔に、修繕すべき箇所は修繕して快適な環境を整えている。トイレや洗面台は、幼児サイズを設置するなど配慮している。子どもたちが植えた野菜や植物の成長、子どもたちが遊ぶ姿を室内の窓から見るができる環境は、子どもの心の成長に繋がっている。			

		評価 結果
⑨	子どもの健康管理・健康チェックを行い、体調の悪い子どもへの配慮や、感染症などが施設内で広がらないような工夫などを行っている。	a
【コメント】 子どもの健康維持や感染症予防対策に関しては、毎日2回の健康チェックと検温を実施して記録している。毎日の健康チェックの結果は、打合せで引き継いでいる。健康上の配慮が必要な場合には、医師や保健師による助言を受け、学習する機会も設けられている。身だしなみ等の身辺自立や服薬管理については、子ども一人ひとりの状況に応じてプログラム化を行い支援している。子ども一人ひとりの様子は、観察会議で報告を行いアセスメントされ、職員間で統一した対応を行っている。調査当日には、当番表により布団が天日干しされ、健康的で清潔な環境に配慮した様子を確認している。		

		評価 結果
⑩	子どもが無断外出しないように体制を整えている。	a
【コメント】 無断外出防止の体制については、対応マニュアルにより緊急対応や連絡網などを職員に周知している。子どもに対しては、入所時に説明している約束事として、子どもだけで施設の敷地から外へ行くことはできないことを丁寧に話して理解を得るように努めている。施設内には防犯カメラを設置しているが、カメラの位置を見直して改善している。子どもの動向は防犯カメラで把握可能であるが、職員は可能な限り子どもの様子を共に過ごす中で把握している。無断外出が懸念される子どもには、児童相談所職員と協力して対応している。		

		評価 結果
⑪	外部から不審者等が侵入しないように体制を整えている。	a
【コメント】 外部からの不審者対応については、子どもの安全第一にマニュアルを整備して、職員に周知徹底している。施設内の施錠すべき箇所には施錠を行い、事務所と宿直室では、モニターで外部の状況が把握できるように管理している。警察による不審者に関する講習会を開催し、職員全員が参加している。不審者侵入の際には、電子錠がかかると安全な2階に逃げて、警察が到着するまでの約10分間身を守ることとしている。緊急時の職員連絡網は、事務所に明示している。		

Ⅳ 施設運営

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価 結果
①	施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析した上で経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】 児童相談所一時保護所は静岡県の福祉施設であり、児童相談所が行う相談援助活動において一時保護を行う施設である。児童相談所として、一時保護所の経営状況の把握や入所児童の傾向や分析を行っており、一時保護所では行っていない。施設では、毎週の観察会議で個々の子どもの観察結果や施設内における援助方針について確認を行い、必要に応じて、分析や検証、改善や対策を行っている。		
(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価 結果
②	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】 「児童相談所一時保護運営実施報告」には、年度の事業計画と事業報告(実績報告)が含まれている。PDCAサイクルを考えた時に、施設の運営実績報告では計画(P)→実行(D)までが記載されている。「一時保護所の課題」では、支援に関する課題と運営に関する課題を明確にして、評価分析(C)を行っている。唯一、課題に関しての改善や対策(A)がどのように行われているかは明確になっていない。課題に関する改善や対策(A)については、職員参画の上で検討の場を設け、次年度の事業計画に反映させることが望ましい。		
(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価 結果
③	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 養育・支援の質の向上に向けて、子どもの生活に関するアンケートを年2回実施しており、結果はプレイルームに掲示している。子どもの意思表明権を保障する取組みとして、意見箱を2か所設置している。年2回の運営委員会では、施設で行われている取組みについて評価を受けている。今年度は第三者評価の受審年度であり、利用者アンケートで子どもの思いや希望を把握している。第三者評価の利用者アンケートの回答は、子どもの本音が引き出されている可能性が高い。分析や改善と対応を行い、子どもへのフィードバックも生活に関するアンケートと同様に行うことが望ましい。		
(2) 施設の運営管理		評価 結果
①	児童相談所長の責任が明確にされているとともに、リーダーシップが発揮されている。	a
【コメント】 児童相談所長の職務は、中央児童相談所(中部健康福祉センター)組織図に示されている。児童相談所長は、児童相談所の総合会議に毎週参加し、一時保護所の観察会議に月2回は参加している。会議の場において、的確な示唆や助言などを行っている。児童相談所と一時保護所は離れた場所にあるが、施設の行事などにも積極的に参加している。また、第三者評価当日には施設まで足を運び、調査開始前に第三者評価の意図や役割などの説明を受け、終了後には参加者全員の感想を確認し、自らの思いを述べている。施設運営に対する積極的な姿勢と、養育・支援の質の向上への意識の高さが窺える。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
②	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 人材確保や採用活動は県担当課主導で行うため、施設独自では行っていない。施設では対応が難しい子どもが増加し、それぞれに適した支援の提供が難しくなっている。現状の職員体制は、全体的なバランスは取れているが、層が薄く子ども一人ひとりに手厚い支援を行うには至っていない。子どもの健康管理や医療連携、薬剤管理などの専門分野を任せることができ、看護師や心理師を配置することで、子どもの安全・安心を担保し職員の負担軽減を図ることができる。子どもの人数に合わせた心理師、看護師または保健師、教員を配置し、専門性のある適材適所の職員配置となる事が期待される。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
③	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】 児童相談所長による年2回の面談を実施し、職員が人事に関する意向を伝える機会がある。職員の相談窓口は内容により窓口が異なるが、中部健康福祉センター総務課が主な窓口となっている。県組織の福利厚生があり、仕事における手当や休暇制度、各種手当は充実している。調査当日4人の職員ヒアリングを行い、全員が「職員の関係性は良好で働きやすい」や「きちんと休めている」と回答している。立場をわきまえつつ気軽に話しやすい風通しの良い職場であり、職員同士がお互いを認め合い尊敬していることがヒアリングの言葉から窺えた。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
④	実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】 一時保護所の状況について多くの人に理解を得るため、関係者の見学や実習を積極的に受け入れている。見学の受入れの可否に関しては、児童相談所として組織的に判断して決定している。昨年度は、県職員の宿泊研修、数時間のインターンシップ、新任保健師実地研修を受入れている。受入れの際には、施設の概要や留意事項の説明を行い、見学終了時には感想を聞き質疑応答も行っている。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑤	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】 県のホームページに「児童相談所事業概要」を掲載し、児童相談所の運営や状況を毎年度公表している。同事業概要に「一時保護の状況」を掲載しているが、一時保護所の存在意義や役割等は公表していない。一時保護所の歴史は古く、子どもが初めて福祉と出会う場として必要不可欠であるとされているが、世間では「一時保護所の存在意義や役割」はあまり知られていない。所在地や連絡先、個人情報等を伏せるのは当然のことであるが、一時保護所の存在意義や役割について公表することで、医療機関や学校関係との連携強化、何よりも地域の理解を得るきっかけとなる事が期待される。		

(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑥	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 県の規則等に基づいて適切な運営を行っている。経理や取引等の業務は、中央児童相談所(中部健康福祉福祉センター)総務課が担っており、一時保護所として内部監査を受けている。施設内の事務分担やルール等は、一時保護所運営マニュアルに集約されており、職員全員で共有している。職務は事務分掌として業務内容を細分化し、主任と副主任を決めて責任の所在を明確にしている。		
(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑦	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 地域との交流は積極的に行っていないが、近所の住人から野菜やお菓子などのお裾分けを受けてお礼を返したり、収穫体験の誘いを受けたりしている。コロナ禍により不定期開催となっているが、施設のクリスマス会に地域の人を招待している。近隣の図書館や公園に外出した時には、職員が率先して挨拶する姿勢を示している。施設の広報誌を年4回地域関係機関に配布して施設への理解促進に努めている。地域交流の範囲や程度など、施設の基本的な考え方を文書化し、振り返りや検討の際の指標とすることが望ましい。		
(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑧	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 子どもたちの生活を豊かなものにするため、また、一時保護所についての理解を得るために、多くのボランティアを受け入れたいと考えている。ボランティアの受入れは要綱に沿って実施している。受入れの基本方針は、あくまでも子どもの利益となること、また、ボランティアを通じて人との交流や社会とのつながりを図ることとしている。ボランティア希望者に対して、一時保護所の目的や機能、活動における留意事項、保護児童に関する説明を行っている。地域の学校教育への協力については、地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動として検討する余地が残されている。		
(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑨	施設が有する機能を地域に還元している。	c
【コメント】 施設のクリスマス会に近隣の住人を招待することを恒例としているが、昨年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から招待することができなかった。施設の機能を地域に還元するためには、地域の福祉ニーズを知る必要がある。今後の取組みとして、自治会レベルの防災訓練や地区清掃などの活動に職員が参加するなど、少しずつ地域の情報を把握していくことも検討されたい。近隣住人、地区、地域と可能な範囲で継続的に交流を持つことが望まれる。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑩	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】 一時保護所が所在している市の職員が年1回の一時保護所運営委員会に参加しているが、書面開催の回もあり地域の福祉ニーズを把握するには至っていない。施設では、一時保護所の専門性を生かして、地域住民の生活に役立つ研修等の講師を行うなど、地域社会に貢献できるように努めたいと考えている。医療や学校などの関係機関に向けた施設見学会を開催するなど、一時保護所の実状を知ってもらい「開かれた施設づくり」を目指すと同時に、施設の専門性を関係機関にアピールして公益的な事業・活動につながることを期待される。		
(2) 施設の運営管理		評価結果
⑪	子どもの基本情報、アセスメント結果、支援方針等の情報について、職員間で共有し、円滑な業務の引き継ぎや支援方針に齟齬が生じないようにすることが可能な体制を整えている。	a
【コメント】 毎週1回開催する施設の観察会議において、子ども一人ひとりの様子やケースワークの状況などについて情報共有している。観察会議の会議録を非常勤職員にも供覧して情報を共有し、子どもへの対応に齟齬が生じないように努めている。申し送りは、職員が交代するタイミングで朝、昼、夕の3回実施している。子ども全員に関するポイントや留意点について、当日一緒に業務に入る職員同士で10分程度のすり合わせを行っている。		
(2) 施設の運営管理		評価結果
⑫	子どもへの支援に際し、児童相談所の他部門と連携が可能な体制を整えている。	a
【コメント】 児童相談所情報管理システムの導入により、児童相談所と一時保護所双方の記録が閲覧可能となり、迅速かつ確かな情報共有が行われている。一方で、児童相談所と一時保護所の担当者レベルで話す機会が少ないことは課題としており、綿密な「意見のすり合わせ」を行うことが望ましい。子どもの情報は、児童福祉司から班長、班長から職員に伝えられ全体で共有する流れである。児童相談所の総合会議(毎週水曜日午前中)に一時保護所職員1～2名が出向いて施設の現況報告を行い、援助方針会議に参加してケースワークの方向性を確認している。確認した情報は、同日午後の施設の観察会議で職員に周知し共有している。		
(2) 施設の運営管理		評価結果
⑬	子どもへの支援に際し、学校、医療機関等、必要な外部機関と連携が可能な体制を整えている。	b
【コメント】 子どもにとって必要な関係機関との連携は、児童福祉司が中心に行っている。現状においては、子どもが関わる医療機関や学校等との関りを児童相談所が担っているが、子どもの様子を一番近くで見て把握している一時保護所に「支援で必要な連携を直接担う役割」を与え、連携体制の強化に繋げることが求められる。改めて、現状が「子どもの権利、安全・安心」を最優先に考えた連携体制となっているか、児童相談所を含めて検討することが期待される。また、「開かれた施設づくり」の取組みを推進するには、施設のイメージが重要である。一時保護所の一般的なイメージとなってしまう「特性がある閉鎖的な施設」の印象を少しでも払拭するような工夫や取組みが期待される。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑭	職員の技能の向上や人材の育成に向け、必要な研修受講などを通じてスキルアップを図ることのできる体制を整えている。	a
【コメント】 県の研修プログラムに則り、外部研修を受講している。研修プログラムには、階層別の必須研修が「ステージ研修」で、職場の職務遂行に必要な専門性を身につけるための研修が「専門分野研修」である。面接スキルトレーニング研修は早い段階で受講して、実践に反映させている。今年度の内部研修は、一時保護所で「防犯教室」を行い、児童相談所の伝達研修で「エビペン使用講習」を行っている。施設独自の研修においては、その時に必要なことを優先的に取り上げて行うように努めている。機関誌などから必要な記事や情報をコピーして職員と供覧する等、日常の中でも学ぶ意識をもって取り組んでいる。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑮	個人情報など機密性の高い情報については、外部漏えい等を防ぐための厳重な管理体制を整えている。	a
【コメント】 個人情報管理に関しては、県で定められている。一時保護所では、職員の行動規範に適切な取扱いについて定めがあり、「個人情報取り扱いマニュアル」を整備している。マニュアルには、個人情報の利用目的や適切な取扱い、留意事項などが示されている。今年度は、職員全員が個人情報の取扱いについての研修を2回は受講している。関係者の見学受入れの際には留意点について書面で説明を行い、ボランティア受入れの際には、説明と「個人情報に関する誓約書」の提出をもって情報漏洩を防止している。第三者評価受審に関する県担当者との電話やメールでのやり取りの中で、個人情報管理について複数回の確認が行われている。県との契約の折には、契約書の「個人情報取扱特記事項」で厳重な内容が示されている。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑯	事故や災害等に備えた安全管理マニュアルの整備や、防災訓練などを実施している。	b
【コメント】 火災等の非常災害に備えて、具体的な避難計画を作成している。防災マニュアルを整備し、毎月1回避難訓練を実施している。昨年度は、防災講習は実施しなかったが、防災対策グッズなどの点検や確認を行い、期限切れの防災グッズの取替えを行っている。食料や飲料水、備品類等の備蓄リストを作成し管理しているが、生活用水の備蓄については検討の余地がある。災害時の水不足は想像以上に深刻であることを職員に周知されたい。台風15号の県中部の水不足や能登半島地震などを踏まえ、一時保護所における生活用水の必要量を分析して早急に備蓄しておくことが求められる。		